

安全に里山の整備をする技術の習得
きこりプロジェクト
山学校 2021 のお知らせ

林の中で雪折れしたり、倒れかかった木を伐ると、暗かった杉林に陽が差し、中を風が通るようになります。
今年も山の手入れの技を身につけたい方のために「山学校」を開催します。伐採のスキルアップとチェーンソーの手入れのコツもお教えします。チェーンソーの扱いが不安な方、薪ストーブ用の薪を自分で作りたい方、山仕事に興味のある方、ご参加をお待ちしております。

○日 時 **第1回目 5月15日**ⓧ ※毎月第3土曜日（5月～11月）
午前9時から

○集合場所 アイパワーフォレスト株式会社（川井字宮ノ上 2359 番地 2）

○内 容 チェーンソーの手入れ（目立て等）
伐採のコツ（三島町内有林）

○参加費 一般 5,000 円 / 学生 1,500 円 （保険料含む）

○持ち物 飲み物、昼食、長靴（安全靴）、手袋（軍手又は作業用手袋）
※お持ちであれば…ヘルメット、防護ズボン、チェーンソー、ヤスリ、油、燃料

○その他 主催／アイパワーフォレスト 後援／三島町
問 アイパワーフォレスト ☎（42）7170

ワンダークラブ・公民館事業のお知らせ
多肉植物の寄せ植えを学ぼう

今年度は、ワンダークラブと公民館行事を同時に開催し、様々な活動をしていきます。「みどりを楽しもう!」というテーマでは、年3回の緑にふれあう事業を予定しています。
事前に参加申込みが必要となりますので、ご興味のある方はお気軽にお申込みください。

○日時 5月21日ⓓ 午前10時から午前11時30分まで

○場所 三島町町民センター

○内容 多肉植物の寄せ植えを学ぼう

○講師 佐藤生花店 店主 佐藤和宏 氏（会津坂下町）

○参加費 1人1,000円

○申込締切 5月14日ⓓまでに三島町公民館へお申込みください。

○その他 できあがった寄せ植えは持ち帰れます。

問 公民館 ☎（48）5599

有害鳥獣防護柵（電気柵等）の
購入及び設置に関わる費用を補助します

有害鳥獣による農作物の被害防止のため、有害鳥獣防護柵（電気柵等）の購入及び設置に係る費用を補助します。
※令和3年度より電気柵以外の資材や忌避剤等についても補助対象とし、地区や団体等に対する補助率を引き上げました。

○補助額
①総事業費の2分の1以内かつ上限10万円
②対象農地がおおむね1ha以上または総延長距離500m以上の個人等：補助対象経費の10分の8以内
③地区または集落単位の団体：補助対象経費の10分の10以内
※②、③については上限を定めませんが、予算の範囲内の額となります。

○対象者 ①町内に住所を有し、かつ、居住する者
②町内の地区または中山間地域等直接支払の集落協定等

○募集期間 **随時受付**

○その他 ※補助金交付申請は、必ず購入及び設置前に行ってください。
問 産業建設課 産業係 ☎（48）5566

健康づくりなど各事業実施の中止について

町内にて新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されたことを受け、以下の事業を当面の間中止といたします。
今後の事業の実施に関しては、状況を見て判断いたします。感染拡大防止の為、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【実施中止の事業】
・三島町健康講座
・こらんしょ運動教室
・トレーニング教室

問 地域包括支援センター ☎（48）5045

地域ふれあいサロン中止のお知らせ

現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況から、5月に予定していた以下のサロンを中止いたします。感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【実施中止のサロン】

日 程	サ ロ ン 名
5月12日ⓧ	川井地区「友愛サロン」
5月14日ⓓ	桧原地区「はつらつクラブ」
5月17日㊿	大登地区「大登サロン」
5月18日㊿	宮下・荒屋敷・桑原・中平地区「ひまわりサロン」
5月21日ⓓ	名入地区「サロンないり」
5月25日㊿	滝谷地区「和楽塾」

問 社会福祉協議会 ☎（52）3344

令和3年度 福島県狩猟免許試験のご案内

福島県では「狩猟免許」を取得しようとする方に対して、令和3年度の狩猟免許試験を下記のとおり実施します。

1. 試験の期日・開場

回数	試験日	会場	免許の種類
第1回	7月3日ⓧ	アピオスペース (会津若松市インター西90)	わな猟のみ
第2回	8月7日ⓧ	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	全て
第3回	8月29日㊿		
第4回	9月19日㊿	福島県青少年会館 (福島市黒岩字田部屋53-5)	わな猟のみ
第5回	11月27日ⓧ	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	全て

※狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の4種類です。

2. 受験申込の受付期間

回数	受 付 期 間
第1回	4月30日ⓓから6月4日ⓓまで
第2回	6月7日㊿から7月9日ⓓまで
第3回	6月28日㊿から7月30日ⓓまで
第4回	7月19日㊿から8月20日ⓓまで
第5回	9月27日㊿から10月29日ⓓまで

3. その他
・受験や申し込みに必要な書類等については、福島県自然保護課のホームページをご確認いただくか、役場産業建設課までお問合せください。
・受験申し込み先は、会津地方振興局県民生活課（会津若松市追手町7-5）となります。

問 産業建設課 産業係 ☎（48）5566
会津地方振興局 県民生活課 ☎0242（29）5295

自ら考え実行する『美しい地区づくり』を支援します

①令和3年度 三島町地区支援事業補助金【2次募集】

町では、魅力ある地区づくりに取り組む事業に対し補助金を交付します。地域資源を活用した地区活性化事業や振興計画の地区目標の実現等にご活用ください。(下記により申請を受け付け、審査のうえ採否を決定します。)なお、地区担当職員が地区の課題の解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

○2次募集期限 **5月17日(月)まで**

※令和3年度から、当補助金を活用して整備した施設等にかかる維持・修繕経費が補助対象となります。

対象事業	町内の地区(行政区)又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすもの。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものでなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること
補助の額	補助対象経費の10分の10以内 (千円未満切り捨て) ※ただし、補助対象経費が、主に委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は5分の4以内となります。 (国・県等の補助採択を受け、その自己資金に当補助金を充当する場合はこの限りではありません。) 補助額は上限50万円 ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
その他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額の上限が50万円となります。 申請書様式や要綱はHPからも確認することができます。

②令和3年度 美しい地区づくり町民運動【随時受付】

町では、美しい地区づくりを目的とした『花植え』や『地区内清掃活動』に必要な資材を現物支給します。申請から支給まで時間を要しますので、お早めにお申し込みください。申し込みは随時受け付けています。

対象事業	花植え、花壇・プランターの整備	地区内清掃
事業内容	草花を道路沿いに設置するプランター及び花壇に植栽する場合	地区内のゴミ拾いなどに関する作業をする場合
支給資材	草花の種子、球根、苗、肥料、土、プランターなど	軍手、ゴミ袋など
その他	現物支給となりますので、発注等のお時間をいただくことになります。原則、実施日の1ヵ月前までにお問い合わせください。	

○申請 / 問い合わせ先 地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533

心の健康相談のお知らせ

○日 時 **5月13日(木) 午後1時30分から**

○会 場 町民センター2階 視聴覚室

○内 容 公認心理師 近内晶子先生による個別相談

○その他 予約制になっていますので、相談を希望される方は事前に保健師までご連絡ください。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

犬・猫の飼い主のみなさんへ

1. 犬の登録と狂犬病予防注射をうけましょう

●犬は生涯に1回「登録」しなければなりません。必ず役場で登録してください。

●「狂犬病予防注射」は毎年1回行う必要があります。集団接種以外で予防接種を行ったときは、注射済証明書を持って役場へ届け出ましょう。

●飼い犬の登録者に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。

●飼い犬が亡くなった場合は、死亡の届出が必要です。

●**令和3年度の狂犬病集合予防注射は5月19日(水)です。**

対象の方には個別に文書を送付させていただきましたので、詳しくはそちらをご覧ください。

2. 犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、他人に迷惑をかけ危害を加えるおそれがあるので、県条例で禁止されています。また、犬の散歩はリードを付けて行いましょう。

3. 環境美化につとめましょう

飼い犬の“フン”の始末は、飼い主の義務です。

公共の場所(公園、道路など)や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

4. 小さな命を大切に！ 捨て犬、捨て猫はやめましょう

犬や猫も家族の一員です。最後まで愛情を持って育てましょう。

どうしても飼えないときは、新しい飼い主を見つけましょう。飼い主が見つからない場合は、動物愛護センターに相談してください。

問合せ先 三島町役場町民課 町民係 ☎48-5555
動物愛護センター 会津支所 ☎0242-29-5517

霜の被害にご注意ください

三島町防霜対策本部を設置しました

●期間 **3月22日(月)～6月4日(金)**

農作物の被害を未然に防ぐため、三島町防霜対策本部を設置しています。霜注意報が出た場合、防災無線による町内一斉放送を行います。また、霜による被害が出た場合には、役場産業建設課までご連絡をお願いします。

霜注意報が出た場合の町の対応

時間帯	対応内容
8:30～19:00	防災無線による町内一斉放送
19:00～翌朝8:30	各農家にて対応

☎産業建設課 産業係 ☎(48) 5566

宮下町内は『ゾーン30』速度30km/h制限です

町では、高齢者施設や病院、学校、役場などの施設がある宮下町内を「ゾーン30」に指定し、車両の制限速度を時速30kmとします。車両と歩行者の安全確保のため、制限速度を守って安全に走行しましょう。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

町への税金などのお支払は口座振替をご利用ください

現在納付書でお支払頂いている税金等は、下記金融機関より口座振替によるお支払いができます。ぜひ簡単・便利な口座振替をご利用ください。

- 会津信用金庫 宮下支店
●JA会津よつば 三島支店
●ゆうちょ銀行

※お申込みは上記金融機関または役場町民課へご連絡ください。

☎町民課 町民係 ☎(48) 5555